

別紙 2

平成 30 年 5 月 28 日基発 0528 第 1 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」第 3 新旧対照表

○昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 591 号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
II 細部事項 一六 第五〇条関係 (一) ~ (七) (略) <u>(八) 第二項第三号の「必要な知識を有する者」には、</u> <u>許可物質に関して製造者の衛生を確保するため必要な</u> <u>内容及び時間を以て法第 59 条第 1 項 (同条第 2 項で準</u> <u>用する場合を含む。) の安全衛生教育が行われた者があ</u> <u>ること。</u>	II 細部事項 一六 第五〇条関係 (一) ~ (七) (略) (新規)

○平成 18 年 8 月 11 日付け基発第 0811002 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 3 細部事項 2 石綿障害予防規則関係 (2) 第 3 条関係	第 3 細部事項 2 石綿障害予防規則関係 (2) 第 3 条関係

<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>石綿則第3条等の「第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業」とは、事業者がその労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について行う封じ込め又は囲い込みの作業も含まれること。また、第10条第4項の規定によるものも含まれること。</u></p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(新規)</p>
---	----------------------------

○平成24年5月9日基発0509第10号「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 細部事項</p> <p>1 事前調査（石綿指針の2）について</p> <p>(2) 分析による調査（石綿指針の2-3）について</p> <p>ア 石綿指針の2-3の(1)中「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「<u>アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者</u>」、「<u>建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者</u>」、</p>	<p>第2 細部事項</p> <p>1 事前調査（石綿指針の2）について</p> <p>(2) 分析による調査（石綿指針の2-3）について</p> <p>ア 石綿指針の2-3の(1)中「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業（<u>石綿分析に係るクロスチェック事業</u>）」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「<u>アスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者</u>」や「<u>アスベスト偏光顕微鏡インストラクター</u>」があること。</p>

「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」があること（試料の採取を除く。）。

また、「石綿含有の分析」とは、定性分析、含有率の分析のみならず試料の採取や分析用試料の作製を含むものであるが、このうち試料の採取について「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、

(1) アの者があること。

なお、目視等による調査から試料採取を経て分析を行うまでの一連の過程においては、試料採取箇所指示（判断）者などの重要な判断・作業等を行う者を明確にした上で事前調査を行い、分析結果報告書には試料採取箇所指示（判断）者等の情報を記録すること。

なお、「石綿含有の分析」とは、定性分析、含有率の分析のみならず試料の採取や分析用試料の作製を含むものであり、分析機関に委託して実施する場合は、その全てを分析機関に行わせることが望ましいこと。除去等の作業を請け負った事業者等が建材等からの試料の採取を実施した上で、それ以外の分析の業務を分析機関に委託する場合には、試料の採取は、(1)に掲げる者に行わせるとともに、分析結果報告書に試料採取者の情報を記録すること。